

子ども学編集委員会編集規程

白梅学園大学子ども学研究所

2013年11月20日制定

(目的)

第1条 『子ども学』(以下、「本誌」という)の編集業務は、この規程の定めるところによる。

(内容)

第2条 本誌は、白梅学園大学子ども学研究所『子ども学』編集委員会(以下、「委員会」という)が企画及び編集、株式会社萌文書林(以下、「萌文書林」という)が発行及び販売を行う学術誌であり、子どもを対象とする研究の向上と活発化に資する子ども学及びその周辺領域の多様な研究を掲載する。

(発行数)

第3条 本誌は、当面1事業年度に1号を刊行する。

(論文の区分)

第4条 本誌に載せる論文の種別は、「原著論文」「その他(原著論文とは異なるが、子ども学の発展のために学術上貴重な価値があると思われる論考)」とする。

2 本誌に載せる論文は、投稿による論文(以下、「投稿論文」と、委員会からの依頼によって寄稿された論文(以下、「依頼論文」)からなる。

3 本誌に載せる論文は、原則としてすべて審査の対象となる。

4 本誌には、上記1項及び2項に分類されない子どもに関連する論文以外の論考(書評や資料紹介、コラム、エッセー等)について、委員会の議を経て原稿を依頼し掲載することができる。

(人権及び倫理への配慮)

第5条 論文は、人権の尊重と人間・動物の倫理に十分配慮しなければならない。

(投稿条件)

第6条 投稿に関わる詳細は、「子ども学論文投稿規程」に定める。

(編集委員会及び編集)

第7条 本誌の編集委員長は、白梅学園大学子ども学研究所長が務める。

- 2 編集委員及び編集委員顧問は、編集委員長が委嘱する。
- 3 本誌の編集は委員会で行われることとし、委員会は編集委員長、編集委員及び編集委員顧問で構成される。

(審査基準及び審査方法)

第8条 審査は原則として一度のみとし、審査結果の区分は「掲載可」と「掲載不可」のみとする。「掲載可」とは、そのままあるいは修正を加えることで、本誌の掲載基準を満たすと判断されたことを意味する。「掲載可」となった場合、論文の著者は審査結果通知書に記載された意見にしたがい論文の修正を行うこととする。具体的な修正の仕方については「子ども学論文投稿規程」に定める。「掲載不可」とは、本誌の趣旨に合わないものや掲載基準を満たさないと判断されたことを意味する。ただし同一の著者による再投稿を妨げない。

- 2 審査基準は、子ども学研究への新たな貢献とする。その際の個別的な基準には、理論、発想、方法、データ等、さまざまな面があることに十分留意しつつ、とりわけ新たな知見の提出に重きをおく。
- 3 審査の手続きはインターネット上で行い、論文の査読者は審査の開始後、原則1か月以内にその結果を委員会に提出する。
- 4 審査は委員会の議を経て依頼された編集委員1名を含む査読者2名で行うこととする。査読者は原則として投稿された論文の研究領域（または最も近い研究領域）の研究者であり、編集委員または編集委員会以外の専門家を委嘱する。
- 5 審査は委員会以外においては、著者名を伏せて行う。
- 6 査読者の氏名は、本誌に「編集協力者」として掲載する。

(審査結果への異議申し立て)

第9条 投稿論文の著者より、意義申し立てがあったときは、委員会は書面により回答する。

(未公刊の定義)

第10条 審査の対象となる論文は、未公刊のものに限る。

- 2 学術誌、一般雑誌、大学や研究機関等の紀要、学術図書、一般図書に掲載された論文は公刊された論文となり、同一論文または実質上同一の論文を本誌には投稿できない。
- 3 既公刊、印刷中あるいは審査中の論文と同一のデータに基づくものでも、データの追加や再分析を行い、かつ新たに本文・図表を執筆、作成し、実質的に元となる論文を発展させるものは、公刊されたものとは別の論文と判断されることがあり、その場合には審査の対象になる。

(二重投稿の定義)

第11条 同じ内容の原稿を複数の雑誌に投稿してはならない。また、すでに雑誌や書籍等

に掲載された論文と同じ内容の原稿を投稿してはならない。

- 2 二重投稿が確認された場合には、本誌に掲載された論文は論文削除の手続きがとられる。審査中の論文の場合には、審査を即時中止する。事実関係の調査の後、本誌に著者名を含めて事実関係を公表する。重ねて投稿された、またはされている他雑誌の発行機関には事実関係を報告する。

(原著論文の定義)

第 12 条 原著論文は、子どもに関係のある課題・テーマについて、何らかのデータや資料に基づく実証研究、理論的考察、事例に基づく分析等、できるかぎり多様なものを含むものとする。なお、子どもに関係のある課題・テーマについて、国内外の諸研究の成果を概観し、総合的に展望した研究論文も認める。

(特 集)

- 第 13 条 委員会の議を経た上で、特定のテーマに関して本誌の一部を特集とすることができる。
- 2 特集は依頼論文からなる場合、公募による投稿論文からなる場合、両者を含む場合のいずれかとすることができる。

(編集委員会からの連絡)

第 14 条 本誌に「編集委員会からの連絡」を目的とした欄を設け、委員会から論文執筆等のための情報発信を適宜行う。

(印刷費用及び抜刷り)

第 15 条 採択論文の印刷に要する費用は、原則として委員会の負担とする。ただし、図版、写真等の印刷にとくに費用を要するもの（グラビア印刷、カラー印刷等、本誌の印刷・製本方法と異なる方法を希望する場合は、著者の負担とする。抜刷 20 部が著者に贈呈されるが、それを超える抜刷を著者が希望する場合には、著者負担で印刷する。

(無断複製、無断転載の禁止)

第 16 条 本誌に掲載された論文の著作権は、委員会に所属し、無断で複製または転載することを禁ずる。ただし、著者の要請により、その著書に掲載する場合には、編集委員会において、その適宜を決定する。また、本誌の電子的公開は当分の間行わない。

(事務処理)

第 17 条 本誌の編集に関わる事務は、萌文書林の編集制作協力を得ながら委員会で行う。

(改 定)

第 18 条 この規程の改定は、委員会の承認を得るものとする。